通告5番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一 般質問を行います。

まず初めに、パートナーシップ制度についてであります。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自 治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発 行するなど、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

日本では、2015年に東京都渋谷区が初めて結婚に相当する関係と認める渋谷区パートナーシップ証明書を出す条例を制定しました。同時期に、世田谷区も同性パートナーシップ宣誓を開始、その後、他の自治体にもパートナーシップ制度導入の動きが広がってきました。2021年には100を超える自治体、急速に導入する自治体が広がってきています。

みんなのパートナーシップ制度というところが出している情報では、導入自治体数が218自治体、人口カバー率も52.6%となっております。同性パートナーシップ制度の導入を検討していた和歌山県橋本市も市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱を制定し、今年の10月から始まります。同制度の導入は県内の自治体で初めてとなり、参考になると考えます。

こうした制度により、LGBTQ当事者の生活利便性を向上させ、また当事者が 自分らしく生きられるようになるための一歩になるものと考えます。市でも導入に 向けて進めなくてはならない制度ではないかと考えます。

そこで、まずパートナーシップ制度導入自治体の実施に至った理由について、どのように認識をしているのか、お聞きをします。

2点目は、パートナーシップ制度で可能な法的保障制度はどのような内容があるのか。

3点目は、導入への市長の考えをお聞きをしたいと思います。

- ○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 市來議員ご質問の1番目の3点目についてお答えをいたします。

近年、このパートナーシップ制度を導入する自治体が増えつつある中、導入して いる自治体では、当事者の方が大変喜んでおられる一方で、その反面、法的根拠が ない中での制度となり、批判的な意見もあるなど、地方自治体による制度は効力が 限定的であり、法的限界があると感じております。

そのためにも、この制度につきましては、法的保護を受けるためにも、国が主体的に取り組むことが最も有効であると考えておりますが、導入に至っていないのが現状であります。

本年6月1日に開催された全国市長会議において、近畿支部提出議案として、早期に整備するよう要望しているところであります。パートナーシップ制度の導入につきましては、他の法制度とも深く関係しているものであり、当市としても、直ちに制度化できるものではございませんが、現在、検討するべき課題として捉まえているところであります。

なお、現在、本市では令和2年度に策定した岩出市人権施策基本方針第2次改定版にも位置づけておりますが、性的マイノリティー、性的少数者に対する正しい知識の普及啓発、理解の促進に取り組んでいるところであります。

その他のご質問につきましては、市長公室長のほうから答弁させます。

- 〇田中副議長 市長公室長。
- ○久嶋市長公室長 市來議員ご質問の1番目の1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

市來議員から、先ほどご質問にありましたが、パートナーシップ制度につきましては、平成27年11月に渋谷区と世田谷区で初めて導入され、また本年10月1日から橋本市が和歌山県で初めて同性パートナーシップ制度を導入することが決定されるなど、パートナーシップ証明書あるいは登録証明書などの名称にて、証明書を交付している自治体が全国に広がりを見せていることは承知しております。

この制度を導入することで、当事者にとって広く社会的承認を得るための後押し となるなど、課題の解消につながる可能性があるものと感じております。

パートナーシップ制度の効果につきましては、相続や税控除などの法的効力はないものの、導入自治体の増加に伴い、利用できる制度が増加しており、例えば、公営住宅への入居資格、病院での手術等の同意、住宅ローンの適用、死亡保険金の受け取り、家族割引制度などのサービス適用を受けることができるなど、パートナーシップに関する公的な証明を得ることで、生活のしにくさを解消するための制度導入であると認識しております。

また、自治体として制度を導入することで民間のサービス拡大にもつながり、性 的マイノリティーなど、パートナーシップに関する公的な証明を得ることで、様々 な制度を活用することが容易になるものと考えております。

しかし、このように急速に広がりを見せるパートナーシップ制度の導入につきましては、他の法制度とも深く関係しているものであり、当市として、直ちに制度を 導入できるものではありませんので、先ほど市長が答弁したとおり、現在、検討す るべき課題として捉えているところでございます。

〇田中副議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほども答弁あったんですが、やっているところについては、例えば、 橋本市では互いに人格や多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の実 現のため、この制度を導入されたとしています。

また、性の多様性の理解促進に向けた取組を着実に進めて、一人一人が互いに人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちの実現に向けて取り組むなど、全ての人が多様な性を認め合い、誰もが尊重される社会を目指すものとして導入されているところが多く見受けられます。

行政が同性カップルの存在、正面から認めることは、共に生きていくという気づき、きっかけにもなりますし、意義は大変とても大きいと考えます。そして、今現在では、法的保障はないということでしたが、そのことによって当事者方が大変苦しんでおられるというのも、実際にございます。

制度実施自治体では、先ほどもおっしゃったみたいに、市営住宅入居申請や市民病院での面会、手術の同意、利用可能だったり、罹災証明書、所得課税証明書、納税証明書など、独自のまちで条例改正を含めた制度の実施や条例の改正をしなくても、要綱で定めながら運用しております。

パートナーシップ制度をつくり、カップルの存在を正面から認めること、これ自 治体の規模に関係なくできることではないでしょうか。先ほど市長は、国が主体的 に行うべきだという答弁がございました。国が実際に、今そういった実態が、国が 主体的に動かない中で、各自治体で正面からこの問題をきちんと実際に受け止めて、 そして当事者の立場に立ちながら、自治体でできるこうした制度を活用するという ことが行われているわけです。

当然、市長会に意見を上げたということなんですが、やはり岩出市としても、もっともっと積極的にこの制度を導入に向けた検討課題という形にはなっておりますが、そうではなくて、岩出市には当然公営の住宅もあります。また、那賀病院という基幹病院もございます。そうした観点からでも、岩出市で実施する、そういった

方向性に動いていただきたいんですが、それについて答弁を求めます。

また、先ほども言いました、病院での対応について、これまで家族でないことを理由に、パートナーとの面会や最期の立会いを拒否されたなど、たくさんの悲しいケースもございます。パートナーシップ制度には、こうしたケースを防ぐことを目的とした項目など、記載されている制度もあり、橋本市では市営住宅の入居や市民病院での面会や手術同意など、婚姻関係と同等の対応が受けられるようになるということになっています。

岩出市、紀の川市には、基幹病院、那賀病院があるんですが、岩出市だけが導入に至っても、この問題については解決できることはありませんが、ぜひ紀の川市、両市とともに、協力や協議、これが必要になってくると思うんです。ぜひ紀の川市にも働きかけながら、前向きに進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

- ○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長公室長。
- ○久嶋市長公室長 市來議員の再質問にお答えいたします。

このパートナーシップ制度を実効性の高いものとするためには、より多くの自治体が共通理解の下に取り組む必要があります。特に実効性という観点からも、自治体間で取組に差異がないようするためにも、先ほど市長が答弁したとおり、国や県が主体的に取り組むことが必要であると考えております。

なお、本市の制度導入につきましては、先ほど市來議員からもお話がありましたが、紀の川市と合同でとかいう話がありましたが、現在、検討するべき課題として 捉えているところであり、今後、先進自治体における制度の運用状況や県と近隣市 町村の動向を注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

- ○田中副議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。 引き続きまして、2番目の質問をお願いします。 市來利恵議員。
- ○市來議員 2番目の質問は、低出生体重児ケアについてであります。

日本では、約10人に1人が低体重の赤ちゃん、リトルベビーです。厚生労働省の人口動態統計より出生体重が2,500グラム未満の赤ちゃんの割合です。厚生労働省は、出生児の体重が2,500グラム未満の子供を低出生体重児、1,500グラム未満を極低出生体重児、1,000グラム未満は超低出生体重児と定義をしています。

日本の赤ちゃんの出生時の平均体重は約3キログラム、平均身長は約50センチです。しかし、2019年の統計では、全体の9.4%の赤ちゃんが2.5キログラム未満、1.0キログラム未満の赤ちゃんも0.3%いらっしゃいました。低出生体重児は、出生後にも医療的ケアが必要となる場合も多く、また、発育、発達の遅延や障害、成人後も含めた健康に関わるリスクが大きいことが指摘されています。

そのため、保護者は出生直後、退院後、乳児期、幼児期、学齢期といったライフステージごとに健康や障害、発育、発達、学習など、様々な不安を持ったり、育児上の困難を抱えたりしやすい傾向にあると言われております。

それぞれの成長過程において、相談窓口の充実、これは大切ですが、まずは出産後、家庭における母子、家族への支えとなる相談体制とケアは欠かせないものだと考えます。

そこで、市の低出生体重児数の推移と現状とケアはどうか、お聞きをいたします。 2つ目に、リトルベビーの成長とご家族の心に寄り添うのがリトルベビーハンドブックです。全国の自治体でその必要性が認識され、作成、導入が進められつつあります。一般に、母子健康手帳の発育曲線グラフの体重は1キログラムから、身長は40センチから、低体重の赤ちゃんは体重や身長を書こうと思ったら目盛りがありません。また、保護者の記録で手足をよく動かしますか、などの質問項目などは、たくさんありますが、はいかいいえで答えなくてはならず、小さく生まれた赤ちゃんの保護者の答えは、ほとんどがいいえとなってしまい、母子手帳に興味を失うとともに、小さく産んでしまって申し訳ないとの思いから、自分を責めてしまいがちです。

母子健康手帳に赤ちゃんのことを記入する場面でも、その後、何年間もつらい思いをすることが多いというふうな形で言われています。母子健康手帳を見るたびに、 家族が落ち込んでしまうといった声が全国的に上がりました。

そして、その声に応えるようにできたのが、リトルベビーハンドブックです。全国的に広がっているこのリトルベビーハンドブックでは、体重記録をゼロから書き込めるようになっており、低出生体重児の発達の記録がしやすくなっております。

また、質問内容には、はい、いいえと答えるのではなく、子供の細やかな成長を喜ぶことができるよう、成長記録の記載ができるようなものとなっています。この冊子ができたことで、子供の成長の楽しみを実感できるといった声や不安を少しでも取り除くことができる当事者に寄り添ったものではないでしょうか。

リトルベビーハンドブックについての市の認識をまずお聞きをいたします。

- 〇田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○松本生活福祉部長 市來議員の2番目の1点目、低出生体重児の岩出市の現状とケアはどうかについてお答えいたします。

岩出市の過去5年間の低出生体重児の推移は、平成29年度、2,500グラム未満は59人、うち1,500グラム未満は3人、平成30年度、2,500グラム未満は38人、うち1,500グラム未満は2人、令和元年度、2,500グラム未満は32人、うち1,500グラム未満は2人、令和2年度、2,500グラム未満は43人、うち1,500グラム未満は5人、令和3年度、2,500グラム未満は53人、うち1,500グラム未満は3人であります。

ケアにつきましては、母子健康手帳交付時にお渡しする新生児出生連絡表、または低体重児出生届を母子保健の窓口である子育て世代包括支援センターに提出していただくことにより、出生後、早期に訪問させていただいております。

また、フォローが必要な新生児については、出産した医療機関から情報提供書が届くことになっており、その場合も早期に訪問させていただいております。

具体的な支援といたしましては、母親へのメンタルケアや体重測定など、成長及び発達状況の確認に加え、乳房ケアなどの育児の支援を実施しております。

続きまして、2点目のリトルベビーハンドブックの認識は、についてですが、リトルベビーハンドブックとは、早産などで小さく生まれた赤ちゃんの保護者が、子供の成長を記録していただくことができる冊子であると認識しております。

母子健康手帳に記載されている成長曲線や月齢ごとの発達目安では、先ほど議員からもありましたように、記録できないことも多いため、主に1,500グラム未満の低出生体重児用に作成されたものでございます。

なお、和歌山県及び県内の自治体において、現在、導入しているところはございません。

- ○田中副議長 再質問を許します。市來利恵議員。
- ○市來議員 岩出市の現状と対策を言っていただきました。それから、リトルベビー ハンドブックについての認識もお聞きをいたしたんですが、現在、県レベルで、県 もそうですし、他の自治体も作られてないということなんですが、やはり岩出市の 中でも、該当される赤ちゃんがいてるということを考えれば、やはりそこに寄り添 う形として、このリトルベビーハンドブック、市町村での作成も広がってますんで、 岩出市でも、こうしたハンドブックの作成をできないものかということになってく

るんですが、その辺についての提案をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

- ○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○松本生活福祉部長 市來議員の再質問についてお答えします。

リトルベビーハンドブックの導入についての市の考えはということでございますが、導入されているのは、都道府県や政令指定都市になっておりまして、出生体重が1,500グラム未満で生まれた赤ちゃんの保護者へ配布しており、出産した新生児集中治療室のある医療機関で主に発行されております。

岩出市では、毎年5人以下でありますが、1,500グラム未満の赤ちゃんは生まれております。しかし、岩出市で導入するとなると、入院中の新生児集中治療室のある大きい病院ですね、産科医療機関で配布していただくことになりますので、岩出市の低出生体重児のみに配布するというのは、技術的に難しいと考えております。

県として導入していくことができないか、岩出保健所内での母子健康担当者会議 や和歌山県健康推進課母子保健班との会議において、働きかけていきたいと考えて おります。今後も県の動向に注視してまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

- ○田中副議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。 引き続きまして、3番目の質問をお願いします。 市來利恵議員。
- ○市來議員 子供医療費の無料化の実施をについてであります。

これまでにも何度も取り上げてきた子供医療費の無料化を求める質問、いまだ実施に踏み切らない姿勢に、多くの市民の皆さんから無料化を求める声、必ず聞いてまいりました。県内唯一、自己負担を市民に押しつけ、実施されていないこと、残念でなりません。

国の責任において実施することが、当然必要であると考えます。しかし、制度が 現段階でない以上、自治体の果たす役割は非常に大きいものであると思っています。

現在、子供の医療費無料化はどんどんと広がり、無料化の対象年齢を18歳にまで引き上げて実施する自治体も増えてきました。和歌山県内でも徐々に年齢の拡充が行われており、地域間格差は広がるばかりです。市民の皆さんは、せめて近隣市町村並みに実施をしてほしいというのが願いです。

今回の質問は、物価高騰から経済的脆弱な子育て世代を守る手だてとして、子供 の医療費の無料化を提案いたします。

お配りしている資料は、内閣府が2010年3月に発表したインターネットによる子育て費用に関する調査の報告書の中から抜粋をしたものです。報告書は12年前のデータで消費税や社会保障費、物価、また公的補助など、現在とは異なるため、あくまでも全体のイメージを捉えるために引用をいたします。

第1子1人当たりの年間子育て費用額、未就学児は104万3,535円、小学生115万3,541円、中学生で155万5,567円です。資料にも書かれてありますように、子育て費用が最もかかるのは中学生で、未就学児の約1.5倍です。下の表を見ていただければ分かりますが、子育て費用の内訳で、比重の高い費目は、未就園児は、子供のための預貯金、生活用品、小中学生は食費の比重が高いです。

2枚目をめくってください。これは2枚目の資料は、食費についてであります。 食費は、子供の年齢、学年が高いほど多くなっていることが表れています。ゼロ 歳の食費は年間約11万円が、中学生では約36万円、3倍です。現在においても、食 費の分野は同じような結果が出ると考えられます。そして、今、物価高騰が次々と 起こる中、電気代、ガス代、ガソリン代といった生活必需品、生活に欠かせないも のが値上げの中心となっています。

同じ物価高でも、衣類や耐久消費財などは我慢して買うのを先延ばしできます。 しかし、毎日の食料品や光熱費は、そういうわけにはいきません。本来の物価高は、 景気がよく賃金も上がって、元の価格が上がっていくもの。しかし、今起きている のは、給料は上がっていないのに物価高です。こうした状況を踏まえ、どういった 対策を打ち出し、市民生活を守るかが、自治体に今問われております。

私は、今、この無料化の実施、今こそ決断をするときではないかというふうに強く思うわけです。病気やけが、予測ができないものです。突然必要となる医療費の負担、僅かであっても、子育て世代には痛いです。子供に我慢をさせないで、安心して医療機関にかかれるように、今こそやるべきときではないでしょうか。

医療費の無料化は、家計を支える重要な役割を果たす。そうした意味で、市長に 無料化の判断を求めたいと思います。

- ○田中副議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 市來議員ご質問の3番目、子供医療費無料化実施についてをお答えいた します。

本市における子供医療費助成制度につきましては、段階的に無料化の対象を拡充 及び現物給付化に取り組んでまいりました。市においては、限られた財源の中で、 子育て支援施策をはじめとする様々な福祉施策として、健康づくりの推進、地域福祉の充実、高齢者福祉・障害者福祉の充実、良好な生活環境の確保など、あらゆる 世代に対して、バランスの取れた施策を実施しております。

議員ご質問の経済的に脆弱な子育て世代については、生活保護制度や独り親家庭 医療費助成事業などの他施策において、子供だけではなく、保護者も含め、医療費 を無料としております。子育て世代への支援として、これまで様々な給付金を支給 してきたほか、物価高騰対策として、本議会でご承認いただきました子育て世帯生 活支援特別給付金について、速やかに支給し、低所得者の子育て世代を支援してま いります。

子供医療費助成制度につきましては、これまで議会において何度か説明しておりますが、子供を取り巻く方々に、子供の健康に対する意識を高めていただきたいこと、また将来にわたって事業を安定的に運営していくことなどを総合的に勘案し、現行の制度で推進してまいります。

この制度につきましては、本来、少子化対策として、国において全国統一的に実施されるべきものと考えておりますが、これまで国に対して強く求めてまいりましたが、今後も国や県に対して要望をしてまいります。

なお、本年6月1日に開催された全国市長会議では、全国各支部からの提出のあった全国一律の子供医療費助成制度の創設を採択し、国に対して要望したところであります。

○田中副議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 相変わらずですね、バランス論をおっしゃっています。いろんな施策を して、当然、必要なところに必要な施策をやるというのは、自治体として市民を守 るという点では当たり前のことです。

あと2,000万と執行部はおっしゃったんですね。あと実施するのに2,000万。その2,000万がこの岩出市で出せないわけがない。先ほどもお金の話をされました。それは継続的に、持続的に可能でやっていかないといけない問題。でもね、岩出市よりも財政厳しいところでもちゃんとできるところはやっているんですよ。

市長がしっかりと判断をしていただきたいんです、政策的にこれをやるという。 これまでにもコロナの対策等々でやってこられました。もちろん独り親世帯に対 する給付金だったり、医療費の問題についても、いろんな形で対策を打ってると。 それはどこでもやっているんですよ。

この子供の医療費というのは、岩出市市民全体に子育て世代には大きく関わる問題で、私はこの話、子育て世代だけが言っているわけじゃないと何度も言ってます。

子育てを終えられた方、高齢者からも、子供にお金をかけてほしいというふうな 声が聞こえるんですよ。

バランス論を持ち出して、バランス論を持ち出せばバランスよく何もしないと、これまでも言ってきました。私は、やっぱり今こそ子供の医療費を無料化にして、国がやらないんだったら自治体がやらないと、いつまで国を待つんですか。しっかりと子供たちを守るという視点が、もうちょっと持っていただいて。この施策を実施にしていただきたい。強く思っています。市長、できませんか、決断は。判断できませんか。

今まで言っていた子供に目をかけてほしいから、これ保護者、納得しますか。

市民の願いです。ぜひ、今こそ子育て世代を守るためにも、僅かなお金であって も出すこと大変になってくるんですよ。ぜひ実施に、行っていただきたいと思いま す。いかがでしょうか。

- ○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 副市長。
- ○佐伯副市長 市來議員の再質問にお答えいたします。

再度、医療費の無料化についてということでございます。ご質問の子供の医療費無料化のご意見でありますが、これは以前から承知しておりますが、一方で、多くの市民の皆さんにおいて、高齢者施策等、各施策とのバランスを欠くことのないようご意見をいただいておるところでございます。

また、この制度は、従来にわたり持続可能な制度を安定的に維持するためにも、 一定の受益者負担は必要になりますので、慎重に捉えた上で、現在、子供医療費無 料化の充実は考えておりません。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中副議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。 以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。